



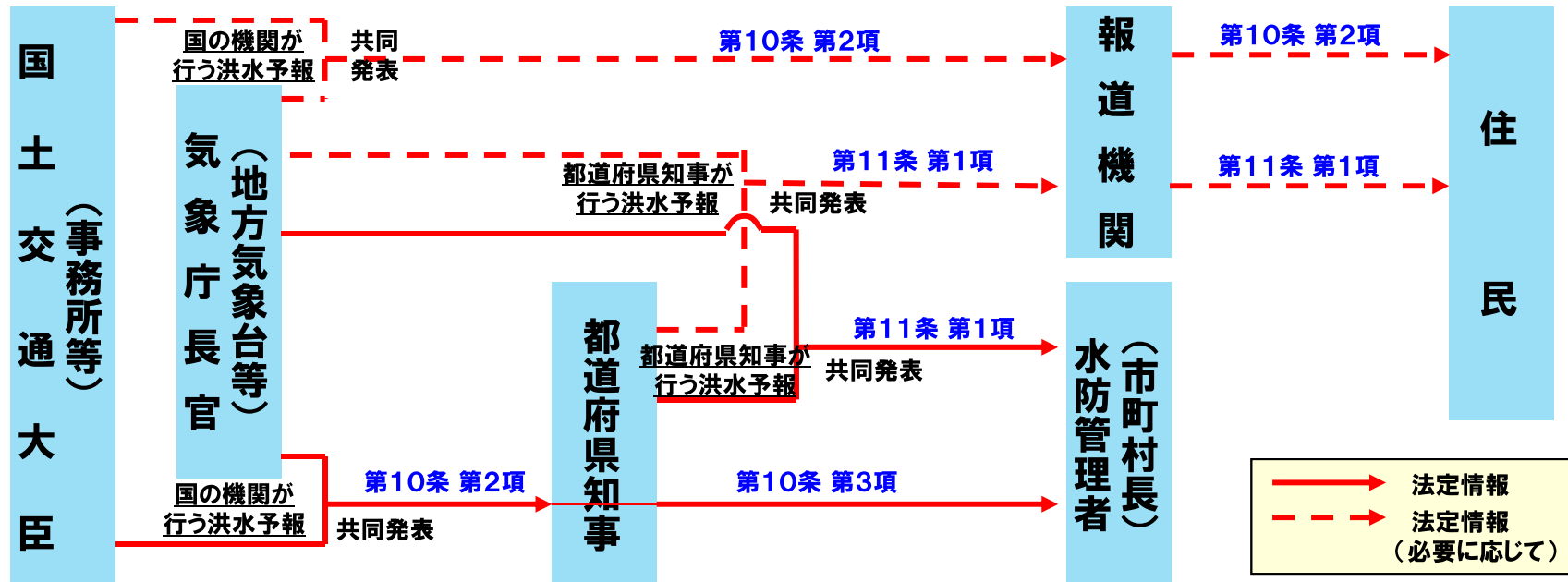
# 洪水予報河川とは（水防法）

## （国の機関が行う洪水予報）

- 第10条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水又は高潮のおそれがあるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。（一部省略）

## （都道府県知事が行う洪水予報）

- 第11条 都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。（一部省略）



# 水位周知河川とは（水防法）

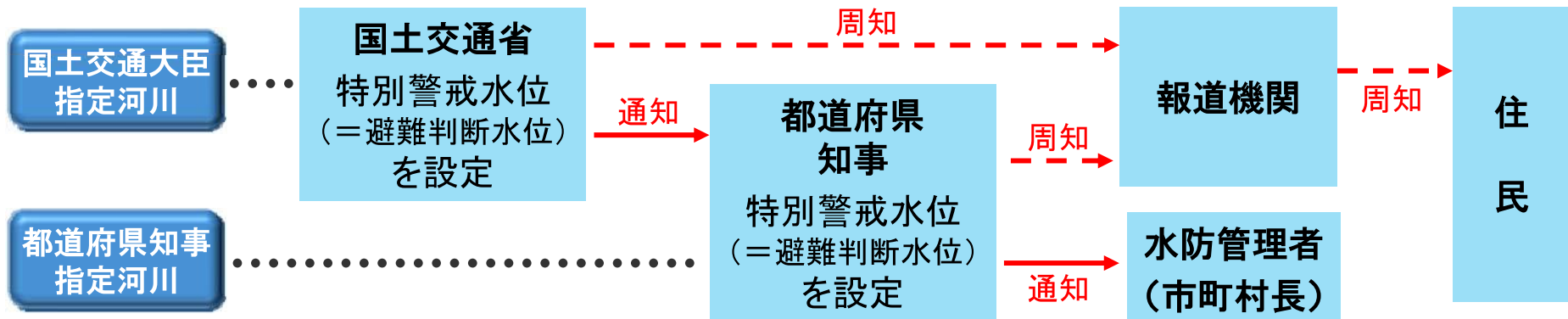
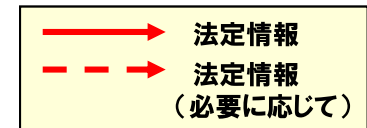
（国土交通大臣又は都道府県知事が行う水位情報の通知及び周知）

- 第13条 **国土交通大臣は**、第10条第2項（＝洪水予報）の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして**指定した河川について、特別警戒水位を定め**、当該河川の**水位がこれに達したときは**、その旨を当該河川の水位又は流量を示して**関係都道府県知事に通知**するとともに、必要に応じ**報道機関の協力**を求めて、これを**一般に周知**させなければならない。
- 2 **都道府県知事は**、第10条第2項又は第11条第1項（＝洪水予報）の規定により国土交通大臣又は自らが**指定した河川以外の河川のうち**、河川法に規定する指定区間内の一級河川又は同法に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして**指定した河川について、特別警戒水位を定め**、当該河川の**水位がこれに達したときは**、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに**水防管理者及び量水標管理者に通知**するとともに、必要に応じ**報道機関の協力**を求めて、これを**一般に周知**させなければならない。
- 3 **都道府県知事は**、第1項の規定による**通知を受けた場合**においては、直ちに**水防管理者及び量水標管理者に**、その受けた通知に係る事項を**通知**しなければならない。  
（一部省略）

【洪水予報河川】・・・水位等の予測が技術的に可能な「流域面積が大きい河川」



【水位周知河川】・・・流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川



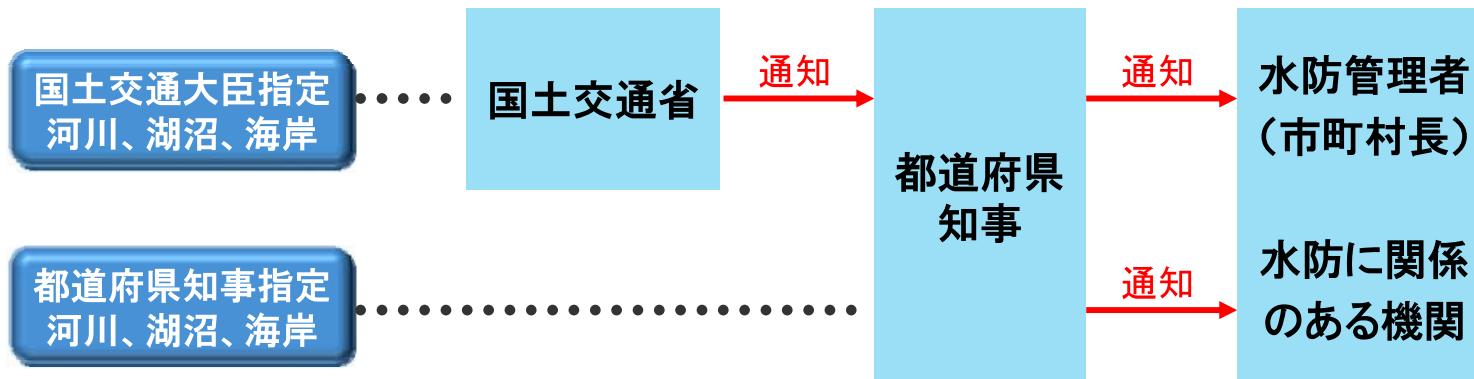
# 水防警報とは（水防法）

## （水防警報）

- 第16条 **国土交通大臣**は、洪水又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて**指定した河川、湖沼又は海岸**について、**都道府県知事**は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の**河川、湖沼又は海岸**で洪水又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて**指定したものについて、水防警報**をしなければならない。
- 2 **国土交通大臣**は、前項の規定により**水防警報をしたとき**は、直ちにその警報事項を**関係都道府県知事に通知**しなければならない。
  - 3 **都道府県知事**は、第1項の規定により**水防警報をしたとき**、又は前項の規定により**通知を受けたとき**は、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を**関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知**しなければならない。
  - 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。  
(一部省略)

## 水防警報

- ・・・洪水又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表（第2条 第7項）
- 水防管理団体の水防活動に指針を与えることが本質であり、必ずしも一般に周知する義務はない。





## 洪水予報指定河川および水位周知河川の指定状況

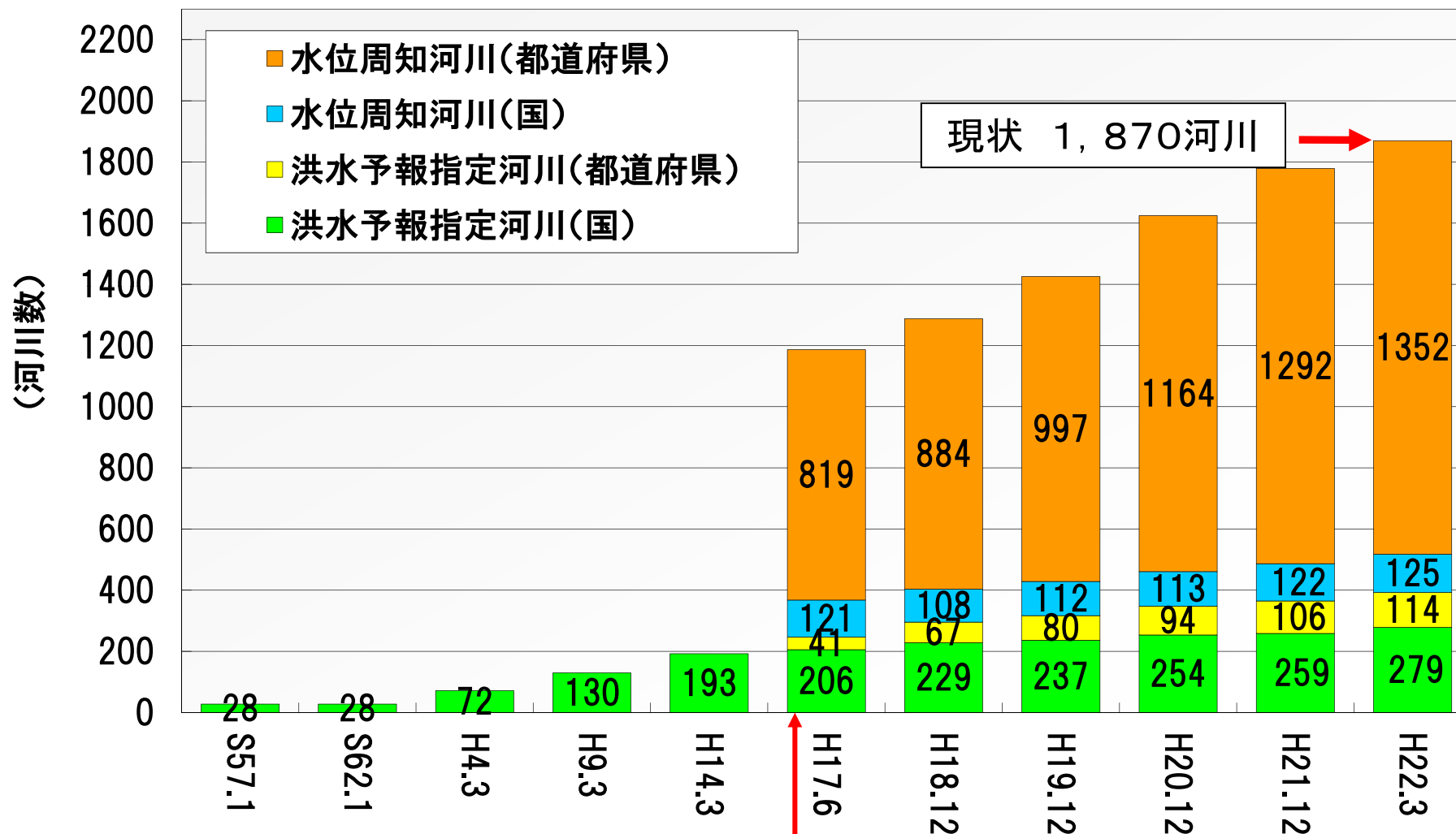
		(平成22年3月31日時点)	
	洪水予報指定河川(*1)	水位周知河川(*2)	
直 轄	109水系 279河川	55水系 125河川	
補 助	57水系 114河川	586水系(*3) 1,352河川	
合 計	393河川	1,477河川	
浸水想定区域指定対象河川;1,870河川 (洪水予報河川と水位周知河川の合計)			

(\*1)洪水予報指定河川;流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大または相当な損害を生じる恐れがある河川。

(\*2)水位周知河川;洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により国民経済上重大または相当な損害を生じる恐れがある河川で、避難判断水位(特別警戒水位)を定めて、この水位に到達した旨の情報を出す河川。

(\*3)水位周知河川における補助河川の水系数は、各県ごとの水系数をそのまま合計している。

## 洪水予報河川等の指定状況②

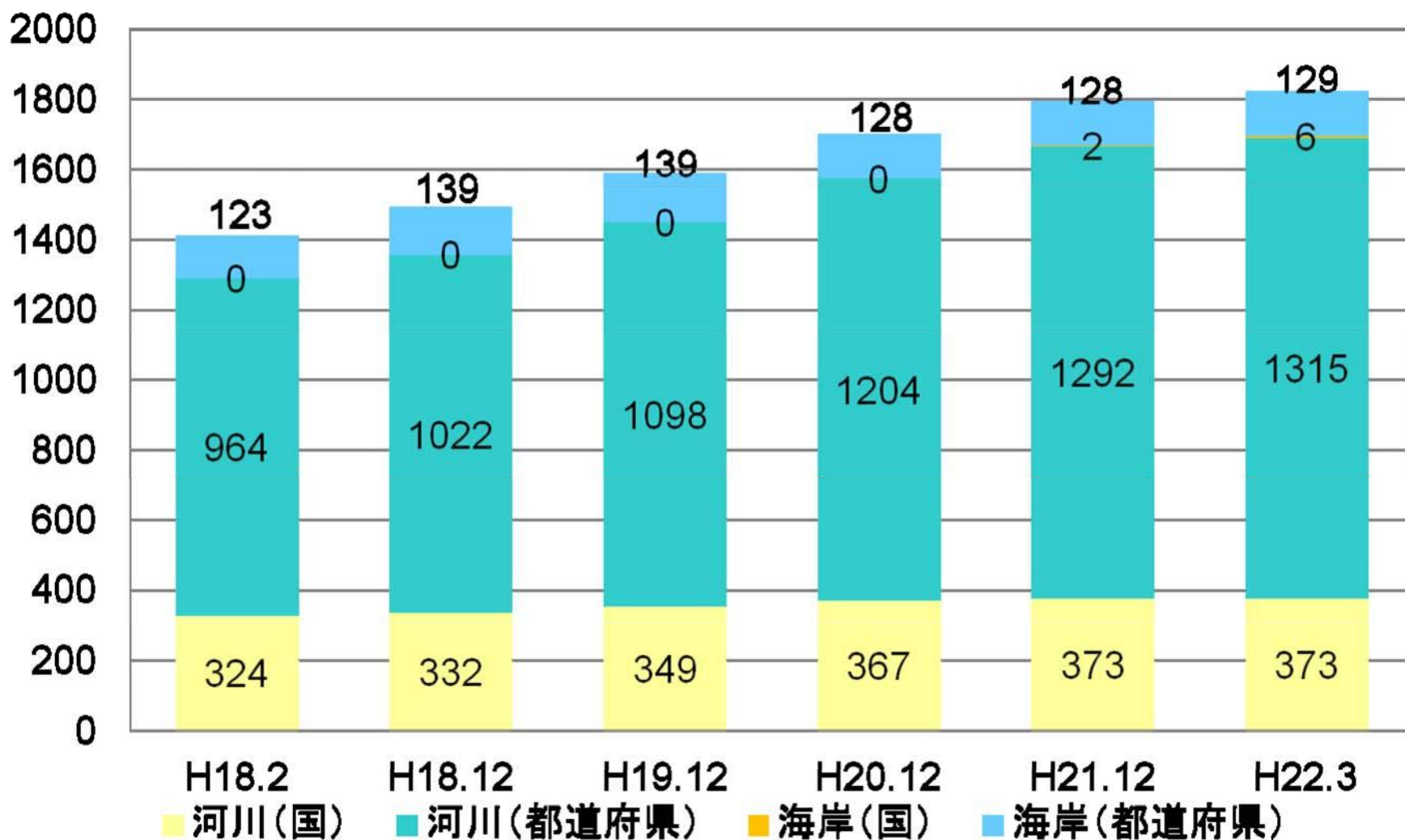


現状 1,870河川

水防法改正(平成17年5月2日)

・水位周知河川の追加(国、都道府県)

# 洪水予報河川等の指定状況③



※直轄水防警報海岸(H22.3末時点)

- ・仙台湾南部海岸(宮城県)
- ・駿河湾富士海岸(静岡県)
- ・土佐湾高知海岸(高知県)
- ・下新川海岸(富山県)
- ・駿河湾駿河海岸(静岡県)
- ・伊勢湾西南海岸(三重県)

※ 橋脚や量水標に危険レベルがわかるよう全国統一したカラー表示

